

ビジネスサポートなごの

Business support NAGANO

9

SEPTEMBER 2011



経営者シリーズ トップかく語りき

MU動物診療所
院長 獣医師

植村 径代氏

Michiyo Uemura



MU動物診療所

長野市川中島町御厨2385-1

TEL 026-290-5112 FAX 026-290-5113

開業 平成16年10月

最後まで面倒見られるか、を考えて。

「子供の頃、ムツゴロウさんのところに行くのが夢だったんです。動物まみれ、犬まみれの生活がしたくて(笑)」

物心ついた頃から犬、猫、小鳥、ハムスターなどの小動物を飼い、小学生の時から獣医になることを思い続けてきた。北海道の大学で獣医師免許を取得し、福岡の動物病院に5年間勤務。平成16年、実家近くに自宅兼診療所を建てて開業した。今まさに「犬まみれ」の生活だ。「自分でも犬を3匹飼っているの、休みの日にはちょっと犬から解放されたいと思うことも、ありますね(笑)」。

長生きするペットが増え、肥満、ストレス、生活習慣病、がんなど、人と同じ病気を患うケースも多い。“かゆいところに手が届く”診療をポリシーに、土日の診察はもちろん、時

間外もできる限り診る。自宅兼診療所にしたのも、預かる動物たちをつねに見守りたいという気持ちからだ。

「診察前は待合室でブルブル震えてた子が、診察が終わるとスッキリした顔ですごく喜んで、元気になって帰って行きます。ワンちゃんも分かっているんだと思う。最近はがんになる子も増えています。再発・転移の繰り返しで何度も手術し、抗がん剤治療をしながら、最後まで食欲もあって長生きしてくれる子も…。たとえ治らなくても、飼い主さんが納得して治療に参加してくれて、最後まで診て見送ってあげられた時は、よかったなと思いますね」

家族同様に大切にされるペットの一方で、飼い主の勝手な都合で捨てられてしまうペットも多い。植村さん

は今も自分で犬を飼う時には、10年以上の寿命が尽きるまで面倒見られるかどうか本気で悩むという。

「ペットを飼いたい時には、最後まで面倒見られるかをちゃんと考えてほしい。かわいさと値段だけで買ってはいけません。また家族構成を考えて、飼いやすい犬種を選ぶことも大切です」

さらにペットの健康管理にも気を配ってほしいとも。特に勧めているのは予防的なダイエットと、歯みがきだ。「長生きする犬猫は歯も丈夫。歯周病がひどくなると腎臓や心臓が悪くなるといわれています。また最近では室内で飼うことが多いので、疥癬や皮膚病が飼い主にうつることもあります。衛生面には気をつけていただきたいですね」。

回 覧

CONTENTS

SEPTEMBER 2011

9

表紙写真

経営者シリーズ

MU動物診療所 院長 獣医師

植村 径代氏

税務署定期人事異動レポート 2-3

事業実施カレンダー

ビジネス法律相談所
取引先の破産(3)

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿
税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑥)

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A
どうして会社の登記が必要なのですか?

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW
第6回 最近よく耳にする
IFRSに反対する論調について

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information
Tea Room

税務署定期人事異動レポート

7月10日付で税務署の定期人事異動が行われ、長野税務署においても、古俣敏隆署長はじめ多くの方が着任されました。8月1日に税務署を訪問し、古俣署長ほかお世話になる皆様にお会いし、一年間会員企業へ格段のご指導とご鞭撻を賜りたくご依頼してきましたのでご紹介します。



署長室にて古俣署長・南澤広報委員長

広報委員長
南澤 貞雄署長
古俣 敏隆氏

長野税務署での抱負

これまで長野県内には、国税局勤務時代に何回か出張で来ておりましたが、勤務は初めてとなります。今回単身で赴任しました。できるだけ管内事情に精通し、私たちの使命である適正・公平な課税の実現及び確実な収納の確保に向け努力してまいりたいと考えています。

長野法人会会員へ一言

法人会の会員の皆様方には、税のよき理解者・協力者として日頃から税知識の普及と納税道義の高揚を図られていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。今後も法人会活動に積極的に参加していただきますようお願いいたします。

また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用促進につきましても、引き続きお願いいたします。

景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるかと拝察いたしますが、会員企業のご繁栄を心から祈念いたします。

事業実施カレンダー

9月の予定

1木	16金	結婚支援センターパーティー
2金	17日	役員視察研修旅行(〜3日)
3日	18日	
4日	19日	
5月	20火	女性セミナー 併催 県連女性部合同例会
6火	21水	東部部会ゴルフコンペ
7水	22木	
8木	23金	
9金	24日	
10日	25日	
11日	26月	
12月	27火	
13火	28水	経営相談室(弁護士・税理士)
14水	29木	経営相談室(社労士) 青年部例会
15木	30金	経営相談室(社労士) 第1回経営力UP講座



法人課税第一部門
統括国税調査官

田中 富一氏

長野税務署での抱負

諏訪郡富士見町出身で、これまでの長野県内の勤務は松本、諏訪、伊那の3署で長野署の勤務は初めてとなります。歴史を誇り、古き良き風情を残し、経済の中心的役割を担っているこの地に勤務できることを光栄に思っております。前任の知野統括官同様よろしくお願いいたします。長野税務署では、広報、指導と適正かつ公平な課税の実現に向け努力していきたくと考えております。

長野法人会会員へ一言

東日本大震災と原子力発電所の事故により、長野県内の経済にも大きな影響がありました。このような状況にあっては、長野県経済を支える法人会会員の皆様のおかげで、長野県経済の立て直しはできません。ぜひとも強いリーダーシップを発揮していただき、長野県経済の発展に努めていただきたいと思います。法人会活動に対しましては、微力ではありますが、精一杯ご支援させていただきますのでよろしくお願いいたします。



法人課税第一部門
上席国税調査官

池田 美香氏

長野税務署での抱負

この度の人事異動で、信濃中野税務署から長野税務署に6年ぶり3回目の勤務となりました。前任署では法人会担当を務めましたが、初心にかえって皆様の役に立てますよう精一杯がんばりたいと思います。前任者の種山同様よろしくお願いいたします。

長野法人会会員へ一言

研修会・説明会の講師や、各種会議への参加でお世話になります。会活動についてできる限りの協力をさせていただきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

10月の予定	
1日	16日
2日	17日
3日	18日
4日	19日
5日	20日
6日	21日
7日	22日
8日	23日
9日	24日
10日	25日
11日	26日
12日	27日
13日	28日
14日	29日
15日	30日
	31日

決算説明会

10月決算法人対象

開催日時

9月13日(火)
10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官
第2部 税理士
(関東信越税理士会長長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

10月14日(金) 10:00~11:30
ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

相談日時が変更になりました!!
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 9/14(水)・28(水)
10:00~12:00

税理士 9/14(水)・28(水)
13:30~15:30

**社会保険
労務士 9/15(木)・29(木)**
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル3F
TEL026-227-0011

相談員

弁護士・税理士・社会保険労務士等

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
 弁護士 板谷 健太郎
 夜明けの翼法律事務所



取引先の破産(3)

前回までは、裁判所の破産手続についてご説明しました。今回は、裁判外の手続として、「中小企業倒産防止共済制度」（通称：経営セーフティ共済）について簡単にご説明します（詳しくは、中小機構のサイト <http://www.smrj.go.jp/tkyosai/> をご覧ください）。

こうした制度を利用しているかどうかで、当面の資金繰りに差が出ますから、倒産の影響はかなり異なります。

1. 中小企業倒産防止共済制度とは

取引先の倒産の影響で中小企業が連鎖倒産することを防止するための共済制度です。これは、「中小企業倒産防止共済法」という法律に基づく制度であり、昨年4月には法律の改正もなされました（申込金の廃止など）。

簡単にいえば、この制度は、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構（国が全額出資して設立した独立行政法人）が、①納付された掛金の10倍②取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額、のいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者に対し、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸し付けを行う制度です。現行制度では、①は最高限度額3,200万円となっています。

なお、「売掛金債権」には、売掛金債権と前渡金返還請求権が含まれます（貸付金、融通手形、不動産賃貸料などは除かれます）。

貸し付けですので、返還（償還）する必要があるものの、極めて有利な条件での借り入れができるという制度です。

2. 掛金が必要

掛金月額5,000円から80,000円までの範囲内で、5,000円刻みで選べます。これは掛け捨てではなく、積み立てられます（掛金総額の積立限度額は320万円です）。いつでも解約でき、掛金納付月数が12カ月以上であれば、解約返戻金（解約手当金）が支払われます。

掛金は、法人は税法上の損金に、個人事業主は事業所得の必要経費に算入できます。

3. 共済金が支払われる事由

以下のような場合が定められています。

- ①破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立がなされた場合
- ②手形交換所に参加する金融機関から取引停止処分を受けた場合（なお、東日本大震災を受けて、「災害による不渡り」の場合には、取引先事業者が取引停止処分を受けていなくても共済金の貸付請求ができるようになりました）
- ③債務整理、私的整理（弁護士又は認定司法書士から書面による通知があった場合のみ）
- ④東日本大震災で取引先代表者の全員が死亡・生死不明・所在不明になった場合（これも、今回の震災を受けて追加されました）

BOOK
 ビジネス書
 ランキング

今月の売れ筋10冊

2011.7/1~2011.7/31
 平安堂長野店 提供

- 1 マネー避難 ■藤巻健史/著 幻冬舎 952円
- 2 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ デイズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 3 もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら ■岩崎夏海/著 ダイアモンド社 1,600円
- 4 マネジメント 基本と原則 ■P・F・ドラッカー/著 ダイアモンド社 2,000円
- 5 働く君に贈る25の言葉 ■佐々木常夫/著 WAVE出版 1,400円
- 6 官僚に学ぶ仕事術 ■久保田崇/著 毎日コミュニケーションズ 830円
- 7 絶対に会社を潰さない強い社員の育て方 ■小山昇/著 中経出版 1,429円
- 8 稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか? ■亀田潤一郎/著 サンマーク出版 1,300円
- 9 人たらしの流儀 ■佐藤 優/著 PHP研究所 1,100円
- 10 まんがと図解でわかるドラッカーリーダーシップ論 ■藤屋信二/著 宝島社 800円

今月の一冊



絶対に会社を潰さない 強い社員の育て方

小山昇 著 中経出版
 1,429円（本体価格）

本書は、中小企業の社長が、「それなりの人材」を「汗をかける社員」に育て上げる育成と評価のつくり方です。中小企業の経営者には是非読んで欲しい1冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑥）

前回に引き続き、6月22日国会で成立し、6月30日公布された平成23年度税制改正のうち、法人税と所得税の主な点について説明いたします。

1. 法人税関連

① 仮決算に基づく中間申告制度の改正

(内容) 次の場合には、仮決算に基づく中間申告書を提出することができなくなりました。

- 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額（前期基準額といいますが）、10万円以下である場合または、設立1期目のように前期基準額がない場合
- 仮決算に基づく中間申告により計算された法人税の額が、前期基準額を超える場合
(適用開始年度) 平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

② 雇用促進税制の創設（雇用者数の増加による税額控除制度）制度の概要は以下の通りですが、詳細は税務署等に確認願います。

区 分	内 容
適用対象者	青色申告法人で、雇用促進計画をハローワークに届出している。(事業年度開始後2カ月以内)
適用要件	当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上増加したこと等のハローワークの確認を受けた場合（事業年度終了後2カ月以内）で、さらに給与等支給額が、前期比一定割合増加している。 *ただし、中小企業者等は、上記5人⇒2人に緩和
税額控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円
税額控除限度額	当期の法人税額の10%相当額を限度。 *ただし、中小企業者等は、20%相当額を限度。
適用期間	平成23年4月1日～同26年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用。 *ただし、平成23年6月30日前終了事業年度を除く。

なお、個人事業者にも、平成24年分～同26年分について、同様の税額控除制度が創設されています。

また、地方税の計算上も、この税額控除額が考慮されています。

2. 所得税関連

③ 年金所得者の一部の方について、申告不要とする制度の創設（内容）年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が年間20万円以下である方については、確定申告の手続きが不要となりました。
(適用時期) 平成23年分以後の所得税の確定申告から適用されます。

④ 特別還付金支給制度の創設

(内容) 相続により受給することとなった、年金形式の生命保険金（保険年金といいますが）の一部については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決（平成22年7月6日）を受けて、このような保険年金につき所得税の確定申告を行っていた方について、既に昨年10月から、平成18年分以降の各年分について、所得税が納めすぎとなっている方に対して、その還付を受けることができるように、税務上の取扱いが変更になっておりました。

更にこのたび、上記のような確定申告を行っていた人について、平成12年分から平成17年分の各年分についても、納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されました。

(請求期間) 特別還付金の請求期間は、平成23年6月30日から平成24年6月29日までとなっています。対象となる方はこの期間内に、各税務署へ特別還付金の請求手続を忘れずにお問い合わせください。また、国税庁のホームページに『特別還付金請求書等作成システム』がありますので、ご利用ください。

⑤ 上場株式等の配当所得等に対する軽減税率の特例の延長

(内容) 現在行われている、イ. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率(7%)の特例、ロ. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等に対する軽減税率(7%)の特例、ハ. 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率等に対する軽減税率(7%)の特例の適用期限が延長されました。

(適用期限)：平成25年12月31日まで延長されます。

平成23年度税制改正の主な内容説明は以上ですが、制度の適用に当たっては、税務署または関与税理士にご確認の上、活用してください。

国税に関するご相談について

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内によりお受けしており、平成23年4月19日から東日本大震災に関する国税のご相談のための専用番号(0番)を設けています。

東日本大震災に関する国税のご相談は、番号案内にしたがって番号「0」を、それ以外の国税に関する一般的なご相談は番号「1」を、個別のご相談のための事前予約手続きや税務署からの照会に関するお問い合わせは番号「2」を選択してください。

長野税務署 代表電話番号 ☎026-234-0111

※東日本大震災により納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方からの国税に関するご相談については、お近くの税務署においてもお受けしています。

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて!

身近な法律 Q&A



司法書士

江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

どうして会社の登記が必要なのですか?

Q 株式会社を経営しています。今までに定期的に役員
の登記を行ってきました。また、商号を変更したとき
や事業目的を追加したときなどにも登記を行ないました。な
ぜ、会社の一定のことを登記しなければならないのですか。

A 株式会社の登記は、商業登記になります。商業登記
は、商人に関する一定の事項を商業登記簿という帳簿
に記載する登記をいい、この商業登記の制度によって取引の
安全と円滑を図っています。

株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社の会
社は、商人です。また、個人であっても「自己の名をもって商行
為をなすを業とする者」等は商人になりますが、ここでは、商
人のうち会社を例に商業登記制度について説明します。

会社と取引をするものは、あらかじめその会社が会社とし
て法人格を取得しているか、どのような商号を使用している
か、代表者は誰か、どのような組織を有しているかなどを調べ
る必要があります。もしこれらのことを公示する制度がない
と、会社と取引をするものは、常にそれらについて独力で調査
しなければ、安全な取引ができないことになります。しかし、
いちいちそのような調査をしていたのでは、迅速な取引をする

ことができなくなります。また、会社にしても、頻繁に行われる
営業活動の都度自己の組織の内容等をいちいち相手に知らせ
ることは煩雑です。そこで国家機関である登記所に登記簿を
備え、あらかじめ会社についての一定の重要な事項を公示さ
せ、公示された事項は一般公衆は当然知っているものとする
と、会社にとっても便利です。そのために商業登記には、正確
性、明瞭性、迅速性が必要とされています。

商業登記は、会社等の商人に関する一定の事項を登記する
ことによって、取引の安全と円滑を図っていますので、登記し
なければならないことが発生したときに、その登記がなされ
ないと、かえって取引上の安全を阻害することになります。そ
のため会社の代表者に対して登記をすることを義務づけ、一
定期間内に登記をしなかった場合には100万円以下の過料
(行政罰)の制裁を科するものとしています(会社法第976
条第1号等)。

以上は、会社等の商業登記についてですが、社団法人、財
団法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、中小企業等協
同組合などの会社以外の法人についても同じように法人登記
の制度があります。

会社等の登記を行うことは、煩雑かもしれませんが、会社
等の取引に必要不可欠なものです。すべての会社等がより迅
速により正確に登記を行うことにより、取引上の安全性や円
滑性が向上することになります。

経営者の 成長指南

顧客は効用を 求める



人材育成コンサルタント
(有)浪宏友事務所
代表 浪 宏友

企業は顧客に財やサービスを提供します。顧客は
対価を支払って、財やサービスを手に入れます。しか
し、顧客が求めているものは、財やサービスそのもの
ではないと、ドラッカーは言います。顧客が求めている
ものは、財やサービスが提供するもの、すなわち効
用であるということです。

飲食店では、食べ物という財と、接客というサー
ビスを一体として提供していると思います。顧客は
食べ物と接客の提供を受けながら、自分の必要を満
たし、満足を得ます。ところが、入る飲食店を取り違
えると、顧客は、食べ物と接客の提供を受けながら
も、自分の欲しいものを手に入れることなく終わって
しまうでしょう。

とにかく急いでいる、電車に乗る前にお腹を満た
しておきたい。そんなときは、立ち食いそばなどはび
ったりです。ゆっくりと美味しい料理を楽しみたい。

そのようなときはそれなりの店に入りたいと思いま
す。幼い子どもを連れてくるのなら、それこそファミ
リーレストランなどがいいのではないのでしょうか。

これを飲食店側から見れば、顧客は誰かによっ
て、店のあり方がまったく変わってしまいます。顧客
を確かめ、顧客の求める効用を研究し、効用をもた
らす財やサービスを準備して、顧客の来店を待つこ
とになります。

顧客がこの店を見て、ここなら自分の求める効用
を手に入れることができると思ったとき、来店してく
れるのです。

ドラッカーは言います。「われわれは何を売りたい
か」ではなくて「顧客は何を買いきたいか」を問え、と。
どこまでも、顧客から出発するのが、ドラッカーの考
え方の基本になっているのです。

企業会計

朝日長野税理士法人 IFRS推進室 公認会計士 井原正人 公認会計士 鮎澤英之 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘

第6回 最近よく耳にするIFRSに反対する論調について

6月21日の自見金融担当大臣の発言を受けて、IFRS適用についてトーンダウンした印象は否めません。そのせいか最近よく耳にするIFRS適用に反対する論調として、IFRSは金融業が発達したイギリス主導で作った基準であり、製造業が多い日本では経営の役に立たないので導入すべきでない、というものがあります。

この論調は、必ずしも正しいとは言えないと思います。

もともと、IFRSは、経営者ではなく、投資家向けに情報開示することを主眼においた会計基準であるため、経営の意思決定への有用性が限定されていることは事実です。しかし、一方で現在の日本の会計基準が経営のための基準かといわれると必ずしもそうではありません。

現在の会計基準が、必ずしも経営の意思決定に役に立たない場合があることを数値例で示します。

製造業のA社は、自社製品を1t当たり200千円で販売し、毎年1,000tを出荷しています。この場合の損益計算書と製造原価計算書は(図1)の通りです。

売上	200,000	材料費	80,000 (@80/t)
製造原価	190,000	外注加工費	20,000 (@20/t)
粗利	10,000	人件費	90,000
人件費	10,000	製造原価	190,000
営業利益	0		

この状況でB社より200tまとめて発注する代わりに、40%値引きをするとの条件で新たな発注があったとします。

生産能力には余裕があり残業は発生しないとし、単純化のために他の要素は無視する前提で、この場合に受注すると、利益は増えるでしょうか？減るでしょうか？

損益計算書を見ると粗利率は5%で営業利益はゼロです。40%も値引きしたら赤字になってしまうとも思えますが、実際は(図2)のようになり利益は増えるのです。

売上	224,000	材料費	96,000 (@80/t)
製造原価	210,000	外注加工費	24,000 (@20/t)
粗利	14,000	人件費	90,000
人件費	10,000	製造原価	210,000
営業利益	4,000		

利益が増える理由は、人件費は固定費であり、生産量を増やしても増加しないためです。

このように、現在の会計基準が、経営の意思決定に必ずしも役に立たない可能性もあります。

会計基準は、いろいろな利害関係者の利害を調整するために作られており、経営者のためだけのものではないからです。

経営者は、会社の内部情報を自由に入手できるので、制度上の決算書とは別に管理用の資料を作成していることが多いと思います。

例えば、管理用に変動費と固定費を分けた変動損益計算書を作成した場合は、先程の例は(図3)のようになります。

売上	200,000	材料費	80,000	限界利益率	50.0%
変動費	100,000	外注加工費	20,000	限界利益	100,000
固定費	100,000	人件費(製造)	90,000	人件費(販売)	10,000
営業利益	0				

変動損益計算書では、もともと限界利益率は50%であり、40%値引きしてもまだ利益が残ることがわかります。

変動費・固定費の判定が難しいため、変動損益計算書は制度上認められていませんが、経営の意思決定には変動損益計算書の方が有用かもしれません。

本来、制度上の会計と、管理上の会計は分けて考えるべきで、制度上の会計であるIFRSが経営者向けでないからといって導入を反対するのは一面的な見方だと思います。

プロの力を借りて100の壁を越える!

■指導協力
東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

●第6回●●● ラウンドスタート!自分のショットに保険をかける

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

ウォーミングアップを済ませいよいよティショットです。皆さんはコース攻略、クラブ選択のとき何を考えますか？

例えばモデルホール第2打残り150ヤードの時。7番アイアンだとちょっと短いけど、6番だとクリーンヒットしたらグリーンを越えてしまう…。はたまた、距離は先と同じ150ヤードですがつま先下りの状況だったら…。答えはそれぞれ違います。先の場合大きめのクラブで軽めに振る、ぴったりのクラブでフルスイングする。どちらもアリです。でも大きめのクラブで軽くのつもりが意外にナイスショットでグリーンをオーバーなんてこともあります。プロ曰く「ナイスショットでトラブルになるのは精神的にダメージがあり、その後のスイングに何らかの影響が出るので避けたいところ」。また2例目の場合「つま先下りは右へ行くから、少し左を向いて…」と考えるでしょう。でもつま先下りの場合はあくまでも右へ「行きやすい」だけで「必ず行く」訳ではありません。仮にナイスショットだとピンから遠い左へまっすぐ飛んでしまうのです。従ってうまくいった場合と右へ出た場合を想定してよりリスクが少ない方向を考えて打つようにすべきとのことです。

そのためには、常日頃から練習場等で自分の球筋、特徴(特にミスショットの場合)、クラブと距離をしっかり把握しておけばミスを少なくしていくこ

とが可能で。また、ミスをした時モリカバリーしやすく大きなトラブルになりにくいのです。これがショットに保険をかける、と言う意味なのです。

私は、いままで何でもかんでも真ん中を狙っていましたがうまくいったことはほんのわずかです。。それにうまくいっても必ずしも攻めやすい位置とは限りません。これからはキチンとコースの特徴やピンの位置、バンカー等を考慮して、次のショットを考えて攻略方法を組み立てようと思います。

先日、信濃ゴルフ倶楽部にてプレーする機会がございました。結果は49、56の105。

精進します。。。



※プロにワンポイントアドバイス(有料)を受けたい方を募集しています。ご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

**楽しい夜を、
一緒に。**

★グループでご来店のお客様に
ボトルをサービス!

3名様以上で、焼酎ボトル1本
6名様以上で、ウイスキーボトル1本

美の心で、おもてなし—
スナック
Kiara
キアラ

長野市権堂1440-15
プラザウィング5F
☎026-232-4200 営業時間 19:00~25:00

出会いは、意外と近くにあります。

「えんむす」は、会員制の出会い支援サービスです。
本人証明が絶対必要な会員登録制ですので安全です。
登録するとホームページを利用して理想の相手を探す事ができます。
あなたの専任コーディネーターがつき、サイトの有効な利用方法から
気になる人への代理アプローチなどきめ細かくフォローします。
詳しくはウェブをご覧ください。お気軽にお電話を。

登録後の流れ

- 1 ホームページを利用して理想の人にアプローチする事ができます。
もちろんアプローチもされます。
- 2 お互いに「会ってみようかな」が成立したら、お二人で会っていただけます。
- 3 その後、双方の同意が得られれば「交際開始」です。
- 4 交際してみて、本格的に交際・婚約・結婚を始める意思が双方にあれば、
当センターから卒業となります。

(ご利用頂く)・お気に入りの写真データ(スナップ写真でOK)・独身証明書1通・ご自身のプロフィール

只今キャンペーン中!! only 10,220円
女性限定 **えんむすライト** 年会費無料
「わたし待つわ」プラン

産業フェアin善光寺平2011に参加します。
10月28日 10:00~18:00
29日 10:00~16:00
会場 / 長野市ビッグハット
質問ご相談など受付しますので、お気軽にどうぞ。

ながの結婚支援センター
<http://www.msc-nagano.jp/>
社団法人 長野県法人会連合会内
〒380-0904 長野県長野市七瀬中町 276 会議所ビル 3F
TEL: 026-227-0031 FAX: 026-225-1130

詳細はウェブで「ながの結婚支援センター」と検索してください。
ながの結婚支援センター

右のQRコードから携帯サイトにアクセスできます。最新情報も手帳に携帯でGET! >>>>>>>

**幸せな結婚に
一歩踏み出す勇気を**

安心です 経験豊かなアドバイザーが結婚までをあたたくサポート!

- 創業97年の昭和印刷(株)が経営
- 長野県結婚相談事業協同組合に加盟
<県内12社と提携しています>
- 組合は県知事の許可を受けています
- 良心的、明瞭な価格設定
- 中高年の方も大歓迎
- ご相談無料

プロフィールと写真からご自身の目で
お相手を選ぶことができます

結婚相談室 **もり おと 森の音**
ブライダル **森の音**
〒380-0901 長野市居町55 昭和印刷ビル2F 年中無休◎あり
TEL 026-241-5858 / 携帯 090-2545-7390
www.morino-oto.com

Tea Room

- 本年4月に『長野法人会報』から『ビジネスサポートながの』に名称を変更し、今回で6回目の発送となりました。公益法人として会員のみならず広く一般にも、法人会の事業活動を知ってもらおうということで、会員企業への送付だけでなく、公的機関や金融機関にも置いていただいています。
- ある会員さんから、「ページが少なくなってしまって(12p→8p)、少し寂しいなあ」という声が寄せられましたが、その分リニューアルしたホームページでも様々な情報発信をしています。
- 本誌とホームページと併せて、じっくりご覧いただければ幸いです。
- 広報副委員長 塚田 裕一